

就学援助受給申請手続きの御案内

～申請に関する御案内～

援助を希望される方は、お子さんの通学している学校の就学援助担当または担任にお気軽に御相談ください。申請書をお渡しいたします。

1 申請期間

月末まで（土日祝日等学校休業日を除く平日）

※認定日は原則として、申請月の1日となります。

2 申請先

お子さんが在籍する学校

（兄弟が小中学校にそれぞれ在籍している場合は原則小学校）

※入学前支給を申請されている場合は申請不要です。

～個人番号利用事務に関する御案内～

個人番号関係の提出書類について、下記の(1)または(2)の書類を提出してください。 ※ 新規申請（及び入学前支給）のみ提出が必要となります。

(1) 世帯全員分の「個人番号カード（両面の写し）」

(2) 申請者の「身元確認書類（運転免許証の写し、パスポートの写し等）」と世帯全員分の「個人番号確認書類（個人番号記載の住民票の写し、通知カードの写し（※）」

※通知カードは、氏名、住所等の記載事項に変更がない場合、又は正しく変更手続きがとられている場合に限り、利用可能。